

評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価及び評価点				
		特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1 事業者に関する項目	20/200					
①本業務を遂行するにあたり、十分な業務実施体制は確保されているか。	10	10	8	6	4	2
②本業務を遂行するにあたり、同種業務の十分な実績を有しているか。	10	10	8	6	4	2
小 計	20					
2 企画提案書、ヒアリング等に関する項目	140/200					
①本市の現状・特有を理解した上で、本業務に対する基本的な考え方が具体的に示されているか。	15	15	12	9	6	3
②管路の評価項目の設定は適正であるか。	20	20	16	12	8	4
③管路の評価項目の評価方法は具体的に示されているか。	25	25	20	15	10	5
④管路の評価項目の精度確認及び精度向上の取り組みについて示されているか。	20	20	16	12	8	4
⑤各評価項目が適正に評価された上で、総合的に評価する方法が具体的に示されているか。	30	40	32	24	16	8
⑥管路更新優先順位表から管路更新計画の基礎資料作成までの具体的な手順が示されているか。	10	10	8	6	4	2
⑦仕様書要件を満たしたうえで、本市に有利なより良い提案があるか。	20	20	16	12	8	4
小 計	140					
3 見積価格に関する項目	40/200					
①適正な見積りがなされているか	40	40	32	24	16	8
小 計	40					
合 計	200					

※ 1 評価項目の名称は、該当業務の内容に応じて変更又は細分化し適切に定めるものとする

※ 2 例：価格評価は、見積価格上限額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、次の採点基準に当てはめ評価する

採点基準	評価
最低見積価格以上、(最低見積価格+A)未満	特に優れている
(最低見積価格+A)以上、(最低見積価格+A×2)未満	優れている
(最低見積価格+A×2)以上、(最低見積価格+A×3)未満	普通
(最低見積価格+A×3)以上、(最低見積価格+A×4)未満	やや劣っている
(最低見積価格+A×4)以上、見積価格上限額以下	劣っている